

## よくある質問 (FAQ)

3事業あるため、下記のとおり略称を使用します。

【パッケージ】医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

①賃上げ事業・・・診療所等賃上げ支援事業

②パ・物価事業・・・診療所等物価支援事業

【重点】医療施設等物価高騰対策支援事業

③重点・物価事業

①②事業は（県実施分も含めて）国が事業内容を定めているため、厚労省ホームページの実施要綱やQ A、リーフレットをご確認ください。

260325

	質問内容	回答内容
1	共通 【日程について】 申請はいつから始まるのか。案内は来るのか。	②③事業について先行して実施を予定しており、実施時期については追って公表予定です。 県ホームページでお知らせするほか、対象医療機関等には案内を郵送予定です。
2	共通 ②③の物価事業は、ベースアップ評価料を届け出ていると支給を受けられないのか。	②③の物価上昇分についてはベースアップ評価料加算の届出の有無に関わらず支給を受けられます。
3	共通 病院の申請受付も令和8年度か。	病院に対する①②事業については国に確認願います。 病院に対する③事業はR8年度に県で実施します。
4	①賃上げ 3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていると一律15万円（無床診療所、歯科診療所の場合）もらえるのか。	一律支給ではなく、医療機関で行った賃金改善の取組に対して、最大15万円支給するというものです。 ベースアップ評価料の届出は支給要件の1つであり、それとは別に院内で令和7年12月から令和8年5月の間、賃金改善を行う必要があります。 賃上げ実績額が15万円を下回る場合はその金額が支給額となります（千円未満切捨て）。なお、ベースアップ評価料加算に伴う収入分を対象経費に含めることはできません。
5	①賃上げ 実施要領上は一時金等の支給を3月末までにする必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	国Q&A（第1版）のNo.16をご確認ください。  （No.16抜粋） ○ なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能です。
6	①賃上げ システム改修や給与データ入力に間に合わないなど、やむを得ない場合は4月以降（6月まで）に一時金を支払ってもよいか。	3月までに賃金改善を実施することを原則です。しかし、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等の対外的な理由は医療機関側で整理）は、 ・ 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給 ・ 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給 を行う場合も、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれます。
7	①賃上げ 3月1日時点でベースアップ評価料加算を取っているが、年度末に退職する職員がおり、4月からベースアップ評価料加算が取れなくなる場合は申請できるのか。	国Q&A（第1版）のNo.19、26をご確認ください。  （No.26抜粋） ○ 令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、 ・ 基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分 ・ 一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで（遅くとも令和8年3月まで）の月数分 は本事業の賃金改善に含まれます。

## よくある質問 (FAQ)

3事業あるため、下記のとおり略称を使用します。

【パッケージ】医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

①賃上げ事業・・・診療所等賃上げ支援事業

②パ・物価事業・・・診療所等物価支援事業

【重点】医療施設等物価高騰対策支援事業

③重点・物価事業

①②事業は（県実施分も含めて）国が事業内容を定めているため、厚労省ホームページの実施要綱やQ A、リーフレットをご確認ください。

260325

	質問内容	回答内容
8	①賃上げ 賃上げ支援の対象者は要綱上「対象医療機関の開設者と労働契約を締結している者」とあるが、専従者として給与（※）が支給されている者はベースアップ評価料の対象となっているため、本事業の対象としてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 （※）専従者給与とは、個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与
9	①賃上げ 令和7年12月1日や令和8年2月1日に開設した医療機関等は、賃金改善の基準月がないが、賃上げ支援はどのように実施したらよいか。	令和7年12月1日に開設した医療機関等の場合、例えば、開設時点の賃金水準と比較して月額〇万円の一時金を最大4ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇万円のペア等を実施するという方法が考えられます。 また、令和8年2月1日に開設した場合も同様に月額〇万円の一時金を最大2ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇万円のペア等を実施するという方法が考えられます。
10	①賃上げ 訪問看護STの「みなし指定」（※）を受けた病院・診療所は訪問看護STとしても賃上げ支援を申請することは可能か。	「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、令和7年3月1日時点で「訪問看護ST」としてベースアップ評価料を届け出ている場合は、賃上げ支援の申請が可能です。 （※）「みなし指定」とは「健康保険法第89条第2項によって、介護保険法第41条第1項による「指定居宅サービス事業者の指定を受けた者」は別段の申出がない限り「訪問看護事業所の指定」を受けた者とみなす。」こととなります。 この場合は、医療保険を使うため保険医療機関コードの一つである「訪問看護STコード」が振られることとなり、訪問看護STとしてベースアップ評価料を届け出ることにも可能となります。
11	①賃上げ 【賞与への充当について】 賞与額に上乗せして支給しており、令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に充てたい。	当該上乗せ分が「一時金」や「特別手当」と整理した上で、令和7年12月～令和8年3月の間の賃金改善（12月の賞与上乗せ分もこれに含めて頂きます。）と、令和8年4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ・新設を実施するのであれば、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれることとします。
12	①賃上げ 職員数が少ないため、1名あたりの賃金水準の引き上げ額が高くなり、6月1日から維持することが難しい。	・給付額のうち、令和8年3月末までに支払える最大4ヶ月分の一時金にウェイトを寄せ、4～5月の賃金水準の引き上げ額を現実的なものとする方法などをご検討ください。 ・仮に6月1日以降に維持できなかった場合であっても、国Q&A（第1版）のNo.23に該当する場合は返還は不要としています。